

<シリーズ4：Q6 & Q7>

Q6：特に替える「必要がある場合か否か」、を検討するとは

学校教育として提供すべき教育の内容を、卒業後の生活も考慮しながら、障害の状態により、替えることが「特に必要がある場合」か否かを検討する（シリーズ3のQ4参照）とは、どういうことでしょうか。

また、ある目標や内容が「当該児童生徒の学習内容として不適切」と判断するために、どのような手続きが必要になりますか。

A6：適切な手続きがある

各教科などの目標及び内容に関する事項の一部または各教科などの時間に替えて、自立活動を主として指導を行うためには、障害の状態により特に必要がある場合とは（学習が著しく困難な場合とは）何か、を明らかにする必要があります。

「特に必要がある場合」と判断する前に、次のような検討が必要になります。

- ① まず、各教科等に加えて自立活動の指導を行うことが基本であり、教科の指導が前提である点を確認する。
- ② 各教科には知的教科も含まれ、小学部の1段階の目標や内容について、当該児童生徒にとって学習することが不適切か否かを検討する。なお、小学部の1段階の目標や内容には、今回の改訂で、発達初期の行動である「気づく」「注意を向ける」などが含まれている点を考慮する必要がある。
- ③ それでも小学部の1段階の目標や内容が当該児童生徒にとって不適切と判断した場合は、すべての時間を替えるか一部とするかについて検討する。
- ④ 特定の教科などについて、全部の指導時間を替えるのか、一部の指導時間を替えるのかによって、自立活動の指導時間に違いが生じるので、慎重に検討する。

このような点を踏まえて、「特に必要がある場合」を判断します。その際には、各教科等に加えて自立活動の指導を行うことが基本であり、すべての国語や算数を自立活動に替えることは避ける必要があります。

Q7：各教科と自立活動の目標設定に至る「手続きの違い」とは

教科の指導を自立活動に替えることを検討していると、「各教科と自立活動の目標設定に至る手続き」の違いを踏まえることが強調されます。その手続きの違いとは何か、また、それがどのような意味をもたらすのでしょうか。

A7：「表出・表現する」など、すべての児童生徒に同じように高めたい力は

「教科の指導」で

まずは、学習指導要領解説を手がかりに、それぞれの目標設定の手続きについて取り上げ

ます。

1. 各教科とその目標設定

各教科の教育内容は、すべての児童生徒に学んで身につけてほしいと考えられるものであり、発達の段階等に即して選定されたものが配列されており、基本的にはそれらを順に指導することとなっています。つまり、発達初期の段階からそれらの内容を積み重ね、学ぶように考えられています。

そして、各教科の目標設定の手続きは、次のように説明されています。

○各教科の目標設定に至る手続き

- a 小学校学習指導要領などの各教科に示されている目標に照らし、児童生徒の学習状況が何学年相当か把握する。その際には、当該学年の各教科の目標に照らして検討する場合と当該学年より前の各学年の各教科の目標に照らして検討する場合が考えられる。
- b 小学校学習指導要領などの各教科の学習が困難又は不可能な場合、特別支援学校学習指導要領に示されている知的教科の目標に照らし、児童生徒の学習状況が何段階相当か把握する。
- c 小学部又は中学部卒業までに育成を目指す資質・能力を検討し、在学期間に提供すべき教育の内容を十分見極める。
- d 各教科の目標及び内容の系統性を踏まえ、教育課程を編成する。

この説明において大切なことは、すべての児童生徒について、国語や算数などの教科の目標や内容に照らして、その学習状況を把握する必要がある、という点です。知的障害があるからとか、障害が重度で重複しているからという理由で、国語や算数などの教科の視点で実態把握をしないことは許されないことになります。

その学習状況の把握を踏まえて、国語や算数などの教科指導の目標設定を行うことになります。

2. 自立活動と目標設定の手続き

それに対して、自立活動の内容は、教科の内容とは異なり、各教科のようにそのすべてを取り扱うものではなく、個々の児童生徒の実態に応じて必要な項目の内容を選定して指導するものです。つまり、示されている内容は、すべての児童生徒が学ぶ必要があるものでなく、その必要があるか否かは、児童生徒の実態によるものであり、教師にその判断が求められます。

そして、自立活動の目標設定の手続きは、次のように説明されています。

○自立活動の目標設定に至る手続き

- a 個々の児童生徒の実態を的確に把握する。
- b 実態把握に基づいて得られた指導すべき課題や課題相互の関連を整理する。
- c 個々の実態に即した指導目標を設定する。
- d 自立活動の指導内容から、個々の児童生徒の指導目標を達成させるために必要な項目を選定する。
- e 選定した項目を相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

さらに、指導すべき課題や課題相互の関連を整理し指導目標を設定する際や具体的な指導内容を設定する際には、国語や算数などの目標や指導内容を確認して、それらとの関連を踏まえて検討することが必要になります。つまり、国語や算数で指導する内容は、教科の指導で実施し、そこで取り扱えない内容を自立活動の指導内容と整理して、教科の指導を優先することが重要になります。

この説明において大切なのは、実態把握に基づいて得られた指導すべき課題や課題相互の関連を整理し、個々の実態に即した指導目標を設定する、という点です。ある特定の枠組みで実態把握をして、それを踏まえて目標設定することは「誤り」となります。

具体的には、コミュニケーションの指導として、コミュニケーションの受容行動と表出行動をチェックリストで実態把握し、それをもとに次の段階の行動を目標とする手続きは、この自立活動の手続きに従ったものではありません。そもそも自立活動の指導を、「特定の区分のみ」で考えることが間違いであり、さらに「目標設定の手続き」も誤っていることになります。

今回の改訂で自立活動の目標設定の手続きが明示されたのは、そのような誤った考えによる実践が多く、その改善が必要になったためです。

ちなみに、コミュニケーションの受容行動と表出行動をチェックリストで実態把握し、それをもとに次の段階の行動を目標とする手続きは、まさに国語の「聞く」「見る」や国語の「話す」「書く」の指導にあたりと考えられます。

3. まとめとして

繰り返しになりますが、「手続きの違い」が整理された意味を確認しましょう。手続きの違いに焦点を当ててではなく、それぞれの手続きを適切に理解して、教育課程や授業の改善が必要になっています。

そのポイントですが、次の2つと考えます。

教科指導としては、①すべての児童生徒に対して、国語や算数などの教科の視点で学習状況や実態把握をして目標設定を行うことです。

また、自立活動の指導としては、②実態把握に基づいて得られた指導すべき課題や課題相互の関連を整理し個々の実態に即した指導目標を設定することとなります。

(徳永 豊、2021年7月)